

令和2年 3月18日(水)  
第2回八雲町介護保険事業運営委員会

# 指定地域密着型サービス事業所の 指定の更新について

## 1. ユニット型地域密着型介護老人福祉施設

①ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の指定基準等の概要

P 1 ~ P 4

②ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム厚生園

P 5 ~ P 7

各市町介護保険担当課長 様

北海道渡島総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課長

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について一部ユニット型施設等に係ることについて、次のとおり厚生労働省から通知がありましたので、お知らせいたします。  
なお、関係事業所（一部ユニット型施設等及び改築中の施設等）には、別添写しのとおり通知しておりますので、地域密着型となる施設等を所管する市町においては、指定・更新等の手続について留意願います。

記

- 1 厚生労働省通知  
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について  
(平成23年8月18日付け老高発第0818第1号、老老発第0818第1号)
- 2 改正省令等  
(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令  
(H23.8.18 厚労省令第106号)
- (2) 厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示  
(H23.8.18 厚労告示第291号)

3 通知の概要

- (1) 改正省令等の趣旨及び内容  
一部ユニット型施設を廃止し、別々の施設等として認可・指定等を行うこととし、その取り扱いについて通知された。（詳細は上記1及び2のとおり）
- (2) 改正省令等施行日  
平成23年9月1日
- (3) 対象施設等

老人福祉法 介護保険法	・特別養護老人ホーム ・(付随)短期入所生活介護 ・介護老人福祉施設(以下、広域型特養)、 ・介護老人保健施設、介護療養型医療施設、 ・地域密着型介護老人福祉施設(以下、地域密着型特養)
----------------	---

4 経過措置について

- 改正の内容については、上記1及び2のとおりですが、経過措置については、次のとおり規定されているので留意してください。（改正省令附則関係）
- (1) 上記3(3)の対象施設等のうち、経過措置の対象となる施設等は次のとおり。
    - ① 改正省令施行日に既に一部ユニット型である施設等
    - ② 改正省令施行日に一部ユニット型へ増改築中の施設等
- ア ①・②ともに次の施設等に限定される。  
広域型特養、(付随)短期入所生活介護  
→H15.4.1現在で現に存する(建設中含む)施設  
介護老人保健施設、介護療養型医療施設、(付随)短期入所療養介護  
→H17.10.1現在で現に存する(建設中含む)施設  
イ 地域密着型特養は、上記①・②の施設が経過措置の対象となる。  
ただし、改正省令施行日に建築中(新設)の地域密着型特養については経過措置の対象とはならないため、開設時より別々の施設として指定等が必要となる。

- (2) 経過措置期間(広域型特養以外の施設)  
改正省令施行日以降、最初の指定更新までの間、一部ユニット型としての運営が認められる。

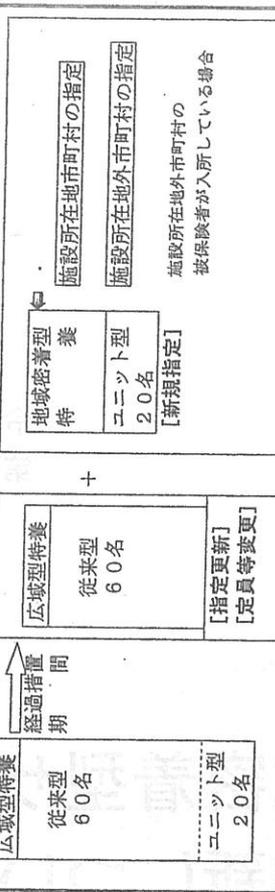
5 広域型特養の経過措置期間等について(改正省令附則第3条関係)

- (1) 住所地利例の対象者が入所している施設  
① 平成24年3月31日以前に指定更新日が到来する施設については、住所地利例対象者が入居している間に限り、平成24年3月31日までの間は、一部ユニット型としての運営が認められる。  
② 指定更新日が平成24年3月31日以降の場合は、次の指定更新までの間は一部ユニット型としての運営が認められる。
- (2) 住所地利例の対象者が入所していない施設  
改正省令施行日以降、最初の指定更新までの間は、一部ユニット型としての運営が認められる。

- 6 別々の施設として指定することにより、入所定員が減少するため、地域密着型特養となる施設の施設指定について  
別施設の指定を受け、次のような施設所在地市町村以外の市町村の被保険者が入所している場合は、施設所在地市町村からの指定に併せて、当該施設所在地以外の市町村からの指定も必要となります。

- (1) 施設所在地(市町村)に住所変更していない入所者  
→住所地の市町村の指定が必要。(地域密着型の従来どおりの対応)
- (2) 施設所在地に住所変更し、別施設の指定前より住所地利例の対象であった入所者  
→当該入所者に限り、別指定後の地域密着型介護老人福祉施設を住所地利例対象施設とみなすことから、住所地利例は継続されるため、当該保険者からの指定が必要。  
(「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(H23法律第72号)関係」)

例) 定員80名(従来型60名、ユニット型20名)の広域型特養が別々の施設に指定を行う場合。  
【現在】 ← 【指定更新時】 (経過措置期間の終了)



7 関係文書等

- 改正省令・告示及び改正通知等につきましては、北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課ホームページ内の「介護保険最新情報」に掲載しておりますので、ご確認願います。  
URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khif/information.htm>
- (1) 一部ユニット型の省令等改正関係  
: 介護保険最新情報 vol.230
  - (2) 介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(H23法律第72号)  
: 介護保険最新情報 vol.216 参考資料1(官報)及び2(新旧対照表)

担当: 主査(保険指導)  
電話: 0138-47-9536  
FAX: 0138-47-9225

# ユニット型とユニット型以外の施設の併設に係る省令改正について

## ○経緯

平成22年9月21日に介護給付費分科会においてとりまとめられた「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」を受け、ユニット型施設とユニット型施設以外の施設の併設施設について、一部ユニット型施設に係る規定を廃止し、それに伴い、人員及び設備に関する基準の改正を行う。（パブリックコメントを12月17日まで実施。）

## ○改正内容

- 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。
- これにより、現在一部ユニット型施設という類型で1つの施設として運営されている施設が、ユニット型の部分とユニット型以外の部分で別の施設に分かれることとなる。
- 別々の施設にあつては、職員はそれぞれの施設の職務に従事することが基本であり、他の施設において同時に勤務することは通常考えにくい。旧一部ユニット型施設に勤務する職員については、入所者の処遇に支障がない範囲において、分離した施設の双方において職務に従事する勤務体制を可能とする。

（参考）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第6条（職員の専従）

特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

- また、設備基準については、従来一部ユニット型施設であった施設において、入所者の処遇に支障がない範囲において、ユニット型施設とそれ以外の施設の双方で設備の共用を可能とする。

## ○対象施設

- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護

# ユニット型とユニット型以外の施設の併設に係る省令改正について

## ○特別養護老人ホーム

- 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。
- ユニット型特別養護老人ホームと、ユニット型以外の特別養護老人ホームを併設する場合、人員配置基準及び設備基準については以下のとおりとする。

### 人員に関する基準

- 施設長、管理者、医師、看護職員（介護職員と同様にユニットケアを行う看護職員を除く）、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、機能訓練指導員、調理員及び事務員その他の従業者については、入所者の処遇に支障のない場合、併設する特別養護老人ホームの入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制も可能とする。

※ 介護職員及び介護職員と同様にユニットケアを行う看護職員（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）第40条第2項第1号に配置規定のある看護職員）は、上の例外規定の対象ではなく、従って原則通り併設施設の入所者に対してサービス提供を行う勤務体制は認められない。

（参考）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）第40条第2項第1号  
昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

### 設備に関する基準

- 居室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設の入居者及びユニット型以外の施設の入所者へのサービス提供に支障がない場合、一の設備をもって、ユニット型施設及びユニット型以外の施設の共通の設備とすることができる。

### ○ 施行期日及び経過措置

- 介護給付費分科会の答申をいただいた後、所定の手続に従い公布・同日施行
- 公布日に現に存在する一部ユニット型施設（増改築中も含む）については、平成23年4月1日以降の認可・指定の更新の際に、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として認可・指定を行うこととする。
- 平成15年4月2日以降に新設され、一部ユニット型施設として認可・指定を受けたものについては、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として遅滞なく認可・指定を行うこととする。
- また、特別養護老人ホームについて、ユニット型施設及び従来型施設それぞれの施設整備状況の検証結果を踏まえ、必要があればその後の対応を検討することとする。

## ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の指定基準等の概要

### ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の定義

施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設のことをいう。

申請者要件	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない者であること		
人員基準	区分	職種・資格	員数
	管理者	必要な知識・経験者でかつ厚生労働大臣が定める研修終了者	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤専従1名</li> <li>管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事可</li> </ul>
	医師		<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者に対し健康管理、療養上の指導を行うために必要数</li> </ul>
	従業者	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤であって1名以上配置</li> </ul>
		看護師、准看護師又は介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者数の数が3又はその端数を増すごとに1以上（3：1）配置すること。</li> <li>看護職員の数は、1人以上とすること。</li> <li>看護職員のうち、1人以上は常勤であること。</li> <li>介護職員のうち、1人以上は常勤であること。</li> </ul>
		機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1名以上</li> <li>日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力有する者</li> <li>当該事業所の他の職務に従事することができる。</li> </ul>
	介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤専従で1人以上（増員については、非常勤でも可）ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができる。</li> </ul>	
	栄養士	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人以上配置すること。</li> </ul>	
運営基準	<p>（人員関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</li> <li>夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</li> <li>ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</li> <li>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない</li> </ul>		

	い。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。	
設備基準	居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1の居室は定員は、1人とすること。ただし、必要と認められる場合は、2人とすることができる。</li> <li>・居室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。</li> <li>・1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。</li> <li>・1の居室の床面積等は、10.65㎡以上とすること。ただし、2人で入居する場合は、21.3㎡以上とすること。</li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</li> </ul>
	共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</li> <li>・1の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</li> <li>・必要な設備及び備品を備えること。</li> </ul>
	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</li> <li>・要介護者が使用するのに適したものとすること。</li> </ul>
	便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</li> </ul>
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者が入浴するのに適したものとすること。</li> </ul>
	医務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</li> <li>・入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</li> <li>・サテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。</li> </ul>

(表)

様式第6号 (第5条関係)

受付番号 4

指定地域密着型サービス事業所  
指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定更新申請書

令和2年 1月 29日

八雲町長 様

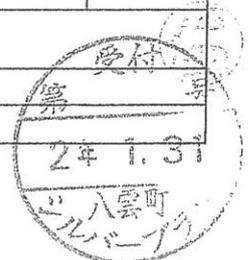
所在地 二海郡八雲町大新 47番地 4  
申請者名 社会福祉法人 八雲会  
代表者氏名 理事長 松崎 忠行



介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号 013466

申請者	フリガナ	シャカイフクシホウジン ヤクモカイ			
	名称	社会福祉法人 八雲会			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 049-3126) 二海郡八雲町大新 47番地 4 (ビルの場合)			
	連絡先	電話番号	0137-63-3101	FAX番号 0137-64-2341	
申請者	法人の種類	社会福祉法人	法人所轄庁	北海道	
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	理事長	フリガナ マツザキ タダユキ 氏名 松崎 忠行 生年月日 大正14年12月17日	
	代表者の住所	(郵便番号 049-3107) 二海郡八雲町本町 170番地 1			
指定を受けようとする事業所の種類	事業所等の所在地	(郵便番号 049-3126) 二海郡八雲町大新 47番地 4			
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	現に受けている指定の有効期間満了日	様式	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			付表1
		夜間対応型訪問介護			付表2
		地域密着型通所介護			付表3
		認知症対応型通所介護			付表4
		小規模多機能型居宅介護			付表5
		認知症対応型共同生活介護			付表6
		地域密着型特定施設入居者生活介護			付表7
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	令和2年3月31日	付表8
	看護小規模多機能型居宅介護			付表9	
介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護			付表4	
	介護予防小規模多機能型居宅介護			付表5	
	介護予防認知症対応型共同生活介護			付表6	
介護保険事業所番号	0191513530				
指定を受けている他市町村名	長万部町				
医療機関コード等					



付表8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定に係る記載事項

施設	フリガナ	ユニットガタチキミツチャクガタクベツヨウゴロウジンホームコウセイエン							
	名称	ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム厚生園							
	所在地	(郵便番号 049 - 3126) 二海郡八雲町大新47番地4							
	連絡先	電話番号	0137-63-3101	FAX 番号	0137-64-2341				
	Email	yakumok@ia2.itkeeper.ne.jp							
管理者	フリガナ	スギモト ヒラカズ		住所	(郵便番号 049 - 3102) 二海郡八雲町東町209番地36				
	氏名	杉本 平和							
	生年月日	昭和28年2月15日							
同一敷地内の他の事業所、施設又は本体施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)	名称	特別養護老人ホーム厚生園		事業所番号	171500325				
	兼務する職種及び勤務時間等	施設長 8:30 ~ 17:30							
本体施設の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		併設事業所の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
短期入所生活介護の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の実施形態	<input type="checkbox"/> 空床型 <input type="checkbox"/> 併設型					
療協機力関医	名称	八雲総合病院		主な診療科名	全科(内科、整形外科など)				
	名称			主な診療科名					
○人員に関する基準の確認に必要な事項									
従業者の職種・員数		医師		生活相談員		介護職員		看護職員	
		専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事人数	常勤(人)			1	7		1		
	非常勤(人)		1						
常勤換算後の人数(人)									
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事人数		栄養士		機能訓練指導員		介護支援専門員		栄養士を配置しない場合の措置	
		専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務		
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事人数	常勤(人)		1	1		1			
	非常勤(人)								
常勤換算後の人数(人)									
入所者数(推定数を記入)		14人		短期入所利用者数(併設型の場合)				人(推定数を記入)	
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
		地域密着型介護老人福祉施設			短期入所生活介護				
居室	1室の最大定員	1人			人				
	入所者1人あたりの最小床面積	16.5 m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>				
食堂と機能訓練室の合計面積		73.2 m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>				
廊下	片廊下の幅	m			m				
	中廊下の幅	m			m				
入居定員		14人							
添付書類		別添のとおり							

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 「短期入所生活介護を実施している場合の事業の実施形態(空床型・併設型の別)」については、空床型・併設型のいずれか一方又は両方にチェックをしてください。  
 3 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 4 従業員の職種・員数の「\*兼務」欄は、短期入所生活介護以外の兼務を行う職員について記載してください。  
 5 介護支援専門員に代えて介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等を配置する場合には、その員数は、「介護支援専門員等」欄に記載してください。  
 6 短期入所生活介護を実施していない場合は、短期入所生活介護の「設備に関する基準の確認に必要な事項」欄については、記載不要です。

# 平面図

